



社会福祉法人

アザリアホーム 湘南福寿会

— 令和4年度版 —



当施設はコロナウィルス対策を強化し、マスク着用と原則入室を禁止、面会は窓越しとさせていただいており、ご協力をお願いしております。



法人の概要

所在地

茅ヶ崎市堤691番地

TEL 0467-54-5811 (代)

設置経営

社会福祉法人湘南福寿会

代表者

理事長 小林亨

厚生省法人認可月日

平成元年11月20日

開設年月日

平成2年5月1日

敷地面積

4271.76㎡

建物面積

3902.75㎡

事業内容

特別養護老人ホーム アザリアホーム

- ☆ 介護老人福祉施設サービス（長期入所）
- ☆ 短期入所生活介護サービス（ショートステイ）

ケアセンター アザリアホーム

- ☆ 地域密着型通所介護（デイサービス）
- ☆ 介護予防・日常生活支援総合事業（デイサービス）
- ☆ 給食サービス（食事宅配）

居宅支援センター アザリアホーム

- ☆ 居宅介護支援センター（ケアプラン作成）

アザリアホーム職員の誓い

- ★ 我々は、笑顔を持って親切丁寧に対応致します。
- ★ 我々は、公平・平等に対応致します。
- ★ 我々は、社会福祉法人として適切な対応を致します。

電話 0467-54-5811
FAX 0467-54-5810

※何かお困りの事等ございましたら、お気軽にご相談下さい。 相談専用連絡先 0467-54-8818

※ 当法人につきましては、個人情報保護法及び関係法令、厚生省ガイドラインの趣旨を遵守させて頂いております。

※ ホームページに掲載しております。

<http://www.azaliahome.com>



湘南福寿会アザリアホーム組織表

社 会 福 祉 法 人 湘 南 福 寿 会



【 役 員 】 7名

【 監 事 】 2名

【 評 議 員 】 8名

理 事	小 林 亨
理 事	岩 沢 貞 吉
理 事	廣 瀬 康 男
理 事	廣 瀬 忠 司
理 事	砂 川 禮 子
理 事	生 川 昇
理 事	小 林 俊

監 事	小 笠 原 次 男
監 事	山 下 康

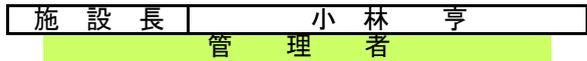
評 議 員	岡 本 敏 明
評 議 員	石 井 莊 平
評 議 員	大 栗 和 行
評 議 員	原 田 吉 一
評 議 員	米 山 康 之
評 議 員	和 田 美 千 代
評 議 員	高 橋 千 代 子
評 議 員	市 川 テルエ

法人の業務の決定機関

法人の業務の審議機関

ア ザ リ ア ホ ム

【 職 員 】



【 総 務 部 】
全事業に関連する業務

【 事 業 部 】
各サービス実施業務
事業部長 田中 晶



事業部長補佐 野里 紀子



【 事 務 課 】

人 事	小 林 美 津 江
経 理	吉 川 秀 行

【 栄 養 課 】

栄 養 士	山 本 瑞 穂
調 理	石 黒 美 枝

【 施 設 介 護 課 】

入 所	井 上 啓 一
短 期	中 村 勝 之

【 看 護 課 】

課 長	岡 本 里 江
入 所	鳥 居 眞 祐 実
通 所	鈴 木 一 美

【 支 援 課 】

居 宅	田 中 晶
-----	-------

【 通 所 介 護 課 】

通 所	岩 崎 知 美
-----	---------



- * 総合人事・労務・雑務
- * 総合経理・出納・庶務
- * 総合請求・契約・債務



- * 総合食事提供
- * 給食配食サービス



- * 介護老人福祉施設
- * 短期入所生活
- * 介護予防短期入所生活介護



- * サービス看護提供

* 居宅介護支援センター



- * 地域密着型通所介護
- * 介護予防・生活支援総合事業





湘南福寿会代表者

理事長 小林 亨



平成12年4月1日より介護保険制度が施行され、早22年が経過致しました。当法人においてもより一層の経営努力が必要であり、笑顔で親切丁寧な対応を基本とした中で、より多くの方々にご利用頂けるようサービスの充実に努めて参り、お蔭様で無事に経営する事が出来ました。

これも地域の方々をはじめ、多くの方々のご支援ご協力によるものと深く感謝致しており、この場をおかりして御礼申し上げます。また、皆様方に対していろいろな面でご迷惑をお掛けしている部分もあると思われませんが、当法人に対しての皆様方のあたたかい見守りの気持ちで支えられていると思われ、更に感謝申し上げます。

これまでの皆様方の気持ちに少しでも応えるため、当法人として何かお役に立てることが出来ればと探求し、精一杯努力して参りました。

これから当施設と致しまして「誠心誠意」、「何が出来るのか」をスローガンに掲げ、「気持ちよく利用していただける施設」をモットーに、結果につながるため、安心して利用していただける施設を目指します。

また、新体制へ向けての「措置」から「保険」へ、「運営」から「経営」へ、「利用者」から「お客様」へと意識改革により、「もう一度利用したい」と思われるよう、一期一会の気持ちを念頭に置き努力致します。

今後については更なる精進が必要とされており、地域の方々は素より介護を必要とされている方々の一助となるように役職員一丸となってベストをつくす所存でございますので、更なるご支援ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

法人の沿革

社会福祉法人湘南福寿会が平成元年11月20日付けにより社会福祉事業法第29条による認可を受け設立、本法人が経営する特別養護老人ホームアザリアホームを平成2年5月1日に事業開設、その後老人短期入所事業を平成2年7月1日より開始する。

平成2年9月1日には、本法人が経営するアザリアホームケアセンターを開設してデイサービス事業を開始、アザリアホーム家庭奉仕員派遣事業（ホームヘルパー事業）を平成2年10月1日より開始、在宅老人給食サービス事業を平成3年7月1日開始、施設入浴サービス事業を平成6年7月1日より開始したが平成10年度をもって事業終了となる。

また、本法人が経営する在宅介護支援センターを平成5年4月1日に開設して在宅介護支援事業を開始、（保健・医療・福祉）サービス調整事業を平成7年4月1日より開始したが平成11年度をもって事業終了となる。

平成12年4月1日より新たな介護保険制度が開始され、介護保険法による体制に変わり、従来の特別養護老人ホーム措置入所事業は介護老人福祉施設入所サービス事業、デイサービス事業は通所介護サービス事業、短期入所事業は短期入所生活介護サービス事業、家庭奉仕員派遣事業は訪問介護サービス事業となるが、平成28年3月31日をもって休止となり、平成28年9月30日をもって事業を廃止とする。

また、平成13年1月1日より定員数の変更が認められ、介護老人福祉施設入所サービス事業の定員を54名、短期入所生活介護サービス事業の定員を16名に改めて開始する。

平成13年10月1日より、給食サービスについて地区割りが廃止され、個々の自宅へ直送となり平成23年6月1日より昼夕選択制の配食に変更となる。

平成17年9月1日より既存施設東側に介護老人福祉施設入所サービス事業のため新棟を増築し、28床増床となる。そのため介護老人福祉施設入所サービス事業定員82名、短期入所生活介護サービス事業定員16名に改めて開始する。

平成28年4月1日より、通所介護事業について利用定員が18名以下の事業所は、地域密着型通所介護サービス事業へと変更となる。

基本方針

介護保険制度の基、全役職員が「人間尊重」の精神に則り基本的人権を尊重し、人と人のつながりである「和」を充実させ、常に豊かで快適な生活の確保に努め、老人福祉事業に取り組む。

「ノーマライゼーション」と「インテグレーション」を概念におき、快適な生活の保障と障害の予防を確保し安定した生活が送れるように努め、老人福祉事業に取り組む。



アザリアホームについて

当アザリアホームは、社会福祉法人湘南福寿会が設置経営致しておりますサービス事業です。

社会福祉法人とは、人と人の中で困ったことを補う事を国から認められた団体であり、特に当施設については高齢者の方々についての様々な問題にご協力できるよう努めている団体です。

アザリアホームは、高齢者の方々やその家族が抱えてきた介護の不安や負担を、少しでも支えることが出来ればと日々努めており、介護する方、される方に安心した社会を提供したいと考えております。

このため、高齢者についての総合相談をはじめ長期入所、短期入所、通所介護、給食配食等のサービス提供を行っております。

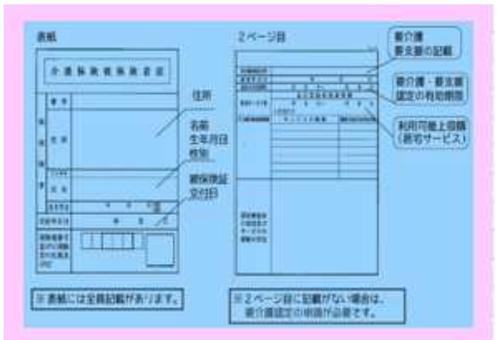


ご利用方法

ご利用に際しましては、居住地区内の市（区町村）役所が発行する介護保険証が必要となります。

… 介護保険証をお持ちの方 …

当施設の介護支援専門員（居宅介護支援）をご指名頂ければ、直に専門のスタッフが伺い、利用者様のご希望に合わせたプランを作成し、サービスをご利用いただけます。



… 介護保険証をお持ちでない方 …

居住地区内の市（区町村）役所の介護保険課にて、申請の手続きをおとり下さい。
要介護認定を受けられ、介護保険証が発行された後、当施設の介護支援専門員（居宅介護支援）が、利用者様のご希望に合わせたプランを作成し、サービスをご利用いただけます。



電話 0467-54-5811
Fax 0467-54-5810

サービスの内容

① 介護老人福祉施設（長期入所）

食事や排泄など常時介護が必要とされている高齢者の方で、自宅では介護が困難な状況である方が入所できます。

入所された方は、食事、入浴、排泄、衣類の着脱など日常生活のお手伝いはもとより、機能訓練、健康管理、栄養管理など療養上の様々なサービスが受けられます。

入所に際し、要介護状態区分3以上が必要です。入所を希望される方は、本人及び家族等が当施設に直接お申し込みください。後日、当施設の担当職員がご連絡いたします。



② 短期入所生活介護サービス (ショートステイ)

短期間、施設に宿泊しながら食事、入浴、排泄など日常生活のお手伝いや機能訓練などのサービスが受けられます。また、当施設までの送迎についても、ご希望によって当職員が責任をもって行います。

介護者の入院、諸用事、介護疲れ、冠婚葬祭時等、また高齢者自身の休養及びリフレッシュ等に短期入所サービスをぜひご利用ください

短期入所は、要介護状態区分要支援以上がご利用いただけます。

短期入所サービスを利用されたい方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。当施設のケアマネージャーの方は、希望の日等を連絡したければ、出来るかぎりご希望に副うよう努めます。

短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間（原則6ヵ月）のおおむね半数（90日）を超えないことを目安とします。



③ 通所介護サービス (デイサービス)

毎週ご希望の曜日にご家庭へ朝方お迎えに伺い、日常生活のお手伝い及び入浴、食事等のサービス提供や日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを受けられ、夕方ご家庭までお送りいたします。

介護者の諸用事、介護疲れ等の解消、また高齢者自身の孤立感解消等生きがいの一部としてぜひ通所介護サービスをご利用ください。

通所介護は、要介護状態区分要支援以上がご利用いただけます。

通所介護サービスを利用されたい方は、担当のケアマネージャーにご相談ください。当施設のケアマネージャーの方は、希望の曜日等を連絡したければ、出来るかぎりご希望に副うよう努めます。

通所介護サービスは、月曜日から土曜日までの8:30から17:30まで実施しております。（金・日・年末年始休み）



④ 給食配食サービス (お弁当配食サービス)

給食サービスのサービスを受けられる方は、おおむね65歳以上の高齢者で一人暮らし及び高齢者のみの世帯、または身体障害者の方が受けられます。また、平成23年6月から日中の独り暮らしの方も利用が認められ、昼夕食の選択による配食も始まりました。給食サービスは、健康維持と安全に配慮した食べやすいお弁当を提供させていただいています。

給食サービスは、月曜日から金曜日のお昼10:00から12:00までと夕方15:00から17:00までの間にお弁当をご家庭に配食いたします。

一食 650円となっております。



⑤ 居宅介護支援センター (ケアマネージャー・プラン作成)

居宅介護支援センターは、要介護認定がされた後、どんなサービスをどれくらい利用するかという（ケアプラン）を作成いたします。

ケアマネージャーが本人及び家族の意向を受けとめ、プランの作成をいたします。

お気軽にご相談ください。お待ちしております。



【 平成29年度 行事報告 】



4月 トマト狩りにて



7月 平塚七夕祭りにて



7月 浜降祭神輿来園にて



8月 茅ヶ崎花火大会にて



8月 当施設納涼祭にて



9月 当施設敬老会にて



9月 幼稚園児慰問にて



11月 菊花展見学にて



12月 当施設クリスマス会にて



1月 当施設新年会にて



1月 消防団まとい来園にて



2月 当施設節分にて



多床室



個室



廊下



快適な生活を
お手伝いします



美味しいお食事を
召し上がって下さい



お風呂にゆったりと
入って下さい





【 介護保険及びサービス内容 】



介護保険制度は、わたしたちの住んでいる市区町村が保険者となって運営する制度です。
40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(原則として1割)を支払って介護サービスを利用する制度が介護保険制度です。

- ・ 65歳以上の方 介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。
- ・ 40歳以上65歳未満の方 老化が原因とされる病気(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。

※特定疾病 筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症
初老期における痴呆、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、脳血管疾患、パーキンソン病、閉塞性動脈硬化症、慢性関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護老人福祉施設サービス

(運営方針)

1. 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。
2. 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
3. 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護老人福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者と密接な連携に努めなければならない。

(事業所の運営日及び営業時間)

1. 営業日 年中無休
2. 利用定員 82名
3. 申込受付時間 午前 9時 ~ 午後 6時
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(基本利用料金) 1割負担の方の1日あたりの自己負担額

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険	599円	670円	744円	815円	885円
個室料金	1,171円	1,172円	1,173円	1,174円	1,175円
多床室料金	855円	855円	855円	855円	855円
食事代	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円

※ 療養食加算他別途料金がかかります。

※ 介護職員処遇改善加算等により料金が増進します。



ショートステイ（短期入所生活介護サービス）

（運営方針）

1. 指定短期入所生活介護事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 居宅サービス計画が作成している場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供する。

（事業所の運営日及び営業時間）

1. 営業日 年中無休
2. 利用定員 16名
3. 申込受付時間 午前 9時 ~ 午後 6時
4. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（基本利用料金） 1割負担の方の1日あたり

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険	629円	702円	778円	850円	922円
個室料金	1,171円	1,171円	1,171円	1,171円	1,171円
多床室料金	855円	855円	855円	855円	855円
食事代	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円

※ 送迎・療養食加算は別途料金がかかります。

※ 介護職員処遇改善加算等により料金が増進します。

デイサービス（介護予防・日常生活支援総合事業・地域密着型通所介護サービス）

（運営方針）

1. 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅サービス計画が作成している場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

（事業所の運営日及び営業時間）

1. 営業日 月・火・水・木・土曜日 金曜日、日曜日、年末年始休
2. 営業時間 午前 8時30分 ~ 午後 5時30分
3. サービス提供時間 午前 9時25分 ~ 午後 4時35分

（基本利用料金） 1割負担の方で、要支援は月間料金（食事は1回あたり）、要介護は1回あたりの料金

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険	1,747円	3,582円	684円	808円	936円	1,064円	1,193円
食事代	800円	800円	800円	800円	800円	800円	800円

※別途、オムツ代等介護保険外の料金がございますので担当者にご確認下さい。

【 令和3年度 事業報告 】

(1) 運営状況

人事について、少子高齢化に伴う労働人口の減少、及び一般産業の求人増加等により介護人材の不足となっている中、求人広告募集を行いましたが無事に近い状態でありました。今後は一般求人募集とともに、EPA介護福祉候補者、特定技能者、技能実習生の募集も行い、職員体制を維持できるように努めていきます。

利用者については、定員数の在籍を基本とし、各事業所、医療機関、施設介護支援専門員との連携を強化し、新規入所申込者の増加、短期入所数の増加を図り、安定した施設運営が行えるよう努めます。

今後としては、一人一人の職員が責任を持ち、職員数の安定及び経営を意識した中で業務実施が出来るよう努めて参ります。

(2) 役員会及び評議員会状況

令和3年5月24日	監事会	・ 令和2年度社会福祉法人湘南福寿会業務監査及び会計監査
令和3年5月25日	理事会	・ 令和2年度社会福祉法人湘南福寿会事業報告承認 ・ 令和2年度社会福祉法人湘南福寿会会計決算承認 ・ 社会福祉法人湘南福寿会令和2年度監事監査報告 ・ 令和2年度社会福祉充実計画の承認 ・ 社会福祉法人湘南福寿会理事、評議員の改選について
令和3年6月11日	評議員会	・ 社会福祉法人湘南福寿会理事・監事の選任または解任について ・ 令和2年度社会福祉法人湘南福寿会事業報告承認 ・ 令和2年度社会福祉法人湘南福寿会計算書類（貸借対照表、収支計算書）及び財産目録の承認 ・ 令和2年度社会福祉法人湘南福寿会監事監査報告の承認
令和3年6月11日	理事会	・ 社会福祉法人湘南福寿会理事の委嘱について ・ 社会福祉法人湘南福寿会理事長の選任について ・ 社会福祉法人湘南福寿会個人情報保護監査人の選任について
令和3年11月19日	理事会・評議員会	・ 社会福祉法人湘南福寿会の上半期運営状況報告 ・ 社会福祉法人湘南福寿会の上半期資金収支状況報告 ・ E P A 令和3年度研修生及び令和4年度研修生受入について ・ 理事長専決事項について
令和4年1月17日	理事会	・ 社会福祉法人湘南福寿会理事の欠員に伴う候補者について、及び評議員会の日程等について ・ 社会福祉法人湘南福寿会の運営状況について
令和4年1月25日	評議員会（文書にて）	・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する決議の省略による評議員の開催 ・ 社会福祉法人湘南福寿会理事の欠員に伴う補欠理事の選任について
令和4年3月16日	理事会	・ 令和4年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画承認 ・ 令和4年度社会福祉法人湘南福寿会予算承認 ・ 令和3年度介護職員処遇改善費及び介護職員等特定処遇改善費について ・ 令和4年度事業計画及び予算承認の評議員開催について
令和4年3月26日	評議員会（文書にて）	・ 令和4年度社会福祉法人湘南福寿会事業計画報告 ・ 令和4年度社会福祉法人湘南福寿会予算報告

(3) 職員状況

（ ）と青字は兼務で勤務の人数

		施設長	事務員	生活相談員	支援専門員	介護職員	看護師	栄養士	調理員	医師	宿直員
介護老人福祉施設	常勤	1	3	1	1	30	1	1	5		1
	パート		2		1	11	(3)	1	3	8 (1)	
短期入所生活介護サービス	常勤		2	1		30		1	5		
	パート		2			11	(1)	1	3		
通所介護サービス	常勤	1	2	1 (1)		1		1	5		
	パート		2			2 (1)	(3)	1	3	1	
居宅介護支援センター	常勤	1	2		1						
	パート		2		1						
給食サービス	常勤	1	2					1	1		
	パート		2					1	1		
実数合計	常勤	1	2	1	2	30 (2)	2	1	5 (1)	8	1
	パート	0	2	2	1	11 (1)	4	1	4 (6)	1	

(4) 業務状況

(令和4年3月31日現在)

介護老人福祉施設状況 入所実施機関別・年齢別数

実施機関	年 齢							
	64歳以下	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳～ 84歳	85歳～ 89歳	90歳以上	計
茅ヶ崎市福祉事務所	1	1	5	6	6	19	18	56
藤沢市福祉事務所	0	0	1	2	2	5	2	12
寒川町福祉事務所	0	0	1	0	3	1	0	5
その他の町福祉事務所	1	0	1	1	2	1	3	9
計	2	1	8	9	13	26	23	82

平均年齢

男	女	平均
85	85	85

短期入所生活介護サービス状況

区 分	月 別												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
茅ヶ崎市延利用者数	62	93	90	62	62	60	57	30	31	31	34	31	643
藤沢市延利用者数	60	62	60	69	64	44	31	36	38	31	28	31	554
綾瀬市延利用者数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
延利用日数合計	152	186	180	162	157	134	119	96	100	93	90	93	1,562
1日平均延利用人員	5.1	6.0	6.0	5.2	5.0	4.5	4.0	3.2	3.2	3.0	3.2	3.0	4.3
利用者延数	31	33	33	31	30	25	26	17	16	19	24	26	311
送迎回数	35	42	42	40	42	36	36	17	18	21	26	34	389

通所介護サービス状況

区分	月別												合計	平均
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
利用延べ数	68	72	69	69	76	34	34	49	42	30	30	39	612	51.0
利用料徴収数	68	72	69	69	76	34	34	49	42	30	30	39	612	51.0
実施回数	21	22	23	21	22	10	14	21	20	20	20	23	237	19.8
1日平均	3.2	3.3	3.0	3.3	3.5	3.4	2.4	2.3	2.1	1.5	1.5	1.7	31.2	2.6

給食サービス状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
延べ食数	84	73	87	80	81	82	84	78	95	76	70	88	978	81.5
回数	21	18	22	20	21	20	21	20	23	19	18	22	245	20.4
1回当り	4.0	4.1	4.0	4.0	3.9	4.1	4.0	3.9	4.1	4.0	3.9	4.0	-	-

居宅介護ケアプラン作成状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
介護支援	13	13	13	13	13	12	12	11	11	11	10	10	142	11.8
予防介護	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	2.0

【 令和3年度 会計報告 】

当法人は、平成26年4月1日より社会福祉法人新会計基準（平成23年7月27日付局長通知）にて会計処理をし、より適正な資産の計上及び現況に則した計上をいたしました。

資金収支計算書 自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

勘定科目	金額
事業活動による収支	収入① 356,618,615 支出② 350,250,074
事業活動資金収支差額③=①-②	6,368,541
施設整備による収支	収入④ 0 支出⑤ 5,437,100
施設整備等資金収支差額⑥=④-⑤	△ 5,437,100
その他の活動による収支	収入⑦ 5,250,564 支出⑧ 8,919,992
その他の活動資金収支差額⑨=⑦-⑧	△ 3,669,428
予備費⑩	0
当期資金収支差額合計⑪=③+⑥+⑨-⑩	△ 2,737,987
前期末支払資金残額⑫	66,427,526
当期末支払資金残高⑬=⑪+⑫	63,689,539

財産目録

資金・負債の内訳	金額
I 資産の部	
1、流動資産	
現金	17,834
預金	12,571,429
事業未収金	52,776,905
未収金	593,429
未収補助金	7,093,090
貯蔵品	50,000
流動資産合計	73,102,687
2、固定資産	
(1) 基本財産	
建物	277,064,175
土地	300,684,000
(2) その他の固定資産	
建物	1
構築物	259,150
機械及び装置	1,795,453
車両運搬具	240,010
器具及び備品	1,617,142
退職給付引当資産	17,405,300
差入保証金	160,000
その他の固定資産	17,000,000
固定資産合計	616,225,231
資産の部合計	689,327,918
II 負債の部	
1、流動負債	
事業未払金	9,413,148
1年以内返済予定設備資金借入金	4,610,000
流動負債合計	14,023,148
1、固定負債	
設備資金借入金	4,610,000
長期運営費借入金	26,200,000
退職給付引当金	17,405,300
固定負債合計	27,660,000
負債の部合計	62,238,448
差引純資金	627,089,470

事業活動計算書 自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

勘定科目	金額
サービス活動増減の部	収益① 354,970,795 費用② 805,239,627
サービス活動増減差額③=①-②	△ 450,268,832
サービス活動外増減の部	収益④ 2,437,748 費用⑤ 590,080
サービス活動外増減差額⑥=④-⑤	1,847,668
経常増減差額⑦=③+⑥	△ 448,421,164
特別増減の部	収益⑧ 1,926,000 費用⑨ 1,926,002
特別増減差額⑩=⑧-⑨	△ 2
当期活動増減差額⑪=⑦+⑩	△ 448,421,166
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額⑫ △ 183,624,302 当期繰越活動増減差額⑬=⑪+⑫ △ 632,045,468
	基本金取崩額⑭ 0
	基本金組入額⑮ 0
	その他の積立金取崩額⑯ 0
	その他の積立金積立額⑰ 0
	次期繰越活動増減差額⑱=⑬+⑭-⑮+⑯-⑰ △ 632,045,468

貸借対照表 令和3年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	73,102,687	流動負債	14,023,148
固定資産	616,225,231	固定負債	48,215,300
基本財産	577,748,175	負債の部合計	62,238,448
その他の固定資産	38,477,056		
		純資産の部	
		基本金	576,596,000
		国庫補助金等特別積立金	246,107,193
		その他の積立金	0
		次期繰越活動収支差額	△ 195,613,723
		(うち当期活動収支差額)	△ 511,988
		純財産合計	627,089,470
資産の部合計	689,327,918	負債・純財産の部合計	689,327,918



【 令和3年度 アザリアホーム補助金感染症対策 】

コロナウィルス感染対策の為のサーマルカメラ導入

コロナウィルス感染予防対策の為、顔を
かざして検温可能なサーマルカメラの
導入を、国からの補助金により行う事が
出来ました。

その他、様々な方からのご協力により
順調に運営を行うことができました。
本当にありがとうございます。



アザリアホームで 一緒に働きませんか？



明るく、元気な方、
お待ちしております。

(人事 小林)